

平成30年12月10日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（平成30年11月分）について

平成30年11月に、当社から愛媛県ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下の1件です。本事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所における作業員の負傷について	11月12日	-	C

県の公表区分 A：即公表
B：48時間以内に公表
C：翌月10日に公表

なお、今月は過去に発生した通報連絡事象についての原因と対策をまとめた報告書の提出はありませんでした。

（別紙）伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成30年11月分）

以上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成30年11月分）

1. 伊方発電所における作業員の負傷について

伊方発電所構内の集合作業場（管理区域外）において、鋼材を荷卸し中のところ、荷崩れにより納品会社の作業員1名が右足を負傷したため、11月12日10時45分に協力会社の社有車にて八幡浜市の病院に搬送することとしました。

医師による診察の結果、右足第1楔状骨（けつじょうこつ）骨折であり、一か月間の療養を要する（机上業務可）と診断されました（不休傷）。

以 上